

平成31年2月1日
電力・ガス取引監視等委員会

ガスの特別な事後監視について(平成30年度第2四半期)

(趣旨)

ガスシステム改革小委員会において、経過措置料金規制が課されない、又は経過措置料金規制が解除されたガス小売事業者のうち、旧供給区域等における都市ガス(又は簡易ガス)の利用率が50%を超える事業者については、「特別な事後監視」として、ガス小売料金の合理的でない値上げが行われないよう、当該旧供給区域の料金水準(標準家庭における1ヶ月のガス使用量を前提としたガス料金)を、3年間監視することとされています。

平成30年7月から9月を対象とした「特別な事後監視」の結果について公表します。

1. 調査の概要

(1) 対象事業者・供給区域等

- 旧一般ガス事業者: 24事業者 31供給区域
- 旧簡易ガス事業者: 359事業者1,087団地

(2) 事業者からの報告事項

対象となる事業者から平成30年7月から9月までの期間(以下、「対象期間」という。)の以下の情報を収集した。

- 標準家庭における1ヶ月のガス使用量及び当該ガス使用量を前提として算定したガス料金(月次)(以下、「標準料金」という。)
- 原料費調整額(月次)
- 家庭用におけるガス販売量及び販売額(月次)

(3) 調査方法

- 対象期間における標準料金の前月との比較や、ガス販売量及び販売額に基づく各月販売単価の前年同月との比較について調査を行い、検証・確認を行った。

2. 調査結果

- (1) 調査の結果、値上げを行った事業者が1事業者確認されたが、値上げの内容について追加的に検証・確認を行った結果、当該値上げは合理的でない値上げとは認められなかった。
- (2) 上記結果を含め、今回実施した平成30年度第2四半期の「特別な事後監視」において、合理的でない値上げが行われた事実は認められなかった。

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局

取引監視課長 鎌田

担当者: 皆川、吉野、水野、早矢仕

電 話: 03-3501-1511(内線 4381~4)

03-3501-1552(直通)